

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方 (電子決済手段等取引業者及び暗号資産交換業者に対する資産の国内保有命令)

## 凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
資金決済に関する法律	資金決済法
資金決済に関する法律施行令	資金決済法施行令
電子決済手段等取引業者に関する内閣府令	取引業府令

## 目 次

	項 目	ページ数
1	資金決済法施行令関係	2
2	取引業府令関係	2
3	その他	2

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>1. 資金決済法施行令関係</b>		
1	<p>電子決済手段等取引業者に対して保有することが求められる資産に関して、金融商品取引業者及び暗号資産交換業者には求められていない「当該電子決済手段等取引業者（同項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者を含む。）がその行う電子決済手段等取引業に関し管理する利用者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者を除く。）の電子決済手段の価額」（資金決済法施行令第19条の12）が含まれているが、その理由をご教示いただきたい。</p> <p>また、金融商品取引業者及び暗号資産交換業者と電子決済手段等取引業者では、利用者（顧客）に与えるリスク・影響が異なるとの理由から当該違いが生じているのか、かかる相違が生じた背景も含めご教示いただきたい。</p>	<p>顧客から電子決済手段の預託を受ける場合と暗号資産や有価証券の預託を受ける場合とでは、適用される会計処理が必ずしも同一ではないことを踏まえた規定としています。</p>
<b>2. 取引業府令関係</b>		
2	<p>電子決済手段等取引業者が外国電子決済手段に関して、取引業府令第30条第1項第6号イに基づいて預託電子決済手段と同額の安全資産を保有している場合における国内の資産保有命令との関係性について、当該安全資産があれば、預託電子決済手段に関しては利用者保護に欠けることはないため、当該安全資産の限度で同命令下における資産を保有しているものとして取り扱っていただきたい。</p> <p>同号イに基づいて保有する安全資産のみだと利用者保護が全うできないリスク等を懸念されているのであれば、その点も併せてご教示いただきたい。</p>	<p>資金決済法第62条の21の2等に定める国内保有命令の趣旨は、電子決済手段等取引業者等の破綻時等において、当該業者の資産の国外流出を防止することで利用者に対する確実な資産の返還を担保する点にあります。したがって、電子決済手段等取引業者が取引業府令第30条第1項第6号イに基づく保全等を行っている場合に、必ずしも同法の規定の趣旨を踏まえた資産の保有をしているとは限らないため、一律にお示しいただいたような取扱いを認めることは適当でないものと考えます。</p> <p>なお、電子決済手段等取引業者が、同号イに基づく措置等として、国内において資産を保有している場合には、同法第62条の21の2に定める国内保有命令との関係においても、当該業者は当該資産を国内で保有していると評価できる場合があると考えます。</p>
<b>3. その他</b>		
3	<p>電子決済手段及び暗号資産に係る「国内保有義務」の運用について、利用者保護の観点からは極めて重要である一方、グローバルな流動性やクロスボーダーな運用を前提とする事業者にとって、</p>	<p>貴重なご意見として承ります。なお、具体的にいかなる場合に資産を国内において保有していると評価できるか</p>

	<p>過度に硬直的な国内保有要件は、結果として日本市場の競争力を低下させるおそれがある。リスク管理体制や監査体制が十分に整備されている場合には、柔軟な運用や例外規定の検討をお願いしたい。</p>	<p>については、電子決済手段又は暗号資産の技術上の特性を踏まえつつ、資金決済法第 62 条の 21 の 2 等に定める国内保有命令の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
--	---	---